

焼津市水道事業障害者活躍推進計画

機関名	焼津市水道事業
任命権者	焼津市水道事業 焼津市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
焼津市水道事業における障害者雇用に関する課題	焼津市水道事業においては、職員総数が30人程度の小規模な機関であり、全員が焼津市からの出向者であるため、これまで障害者に限定するか否かを問わず、職員の募集・採用は行っていない。 配属先として障害者である職員が在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。 （評価方法）研修参加等の確認による。 ※ 定期的な人事異動があるため、障害者に対する理解促進が必要となる。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として水道総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を受講させたり、理解促進・啓発のための資料を配布する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員が配属された場合は、相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。